

令和6年度 第1回 銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会議録

1 日 時 令和6年8月26日（月） 午後1時30分～午後2時45分

2 場 所 銚子市役所3階 庁議室

3 出席者

(1) 委員

坂尾 清志委員、田村 好美委員、柏熊 聖子委員、宇澤 園子委員、
兒玉 晃昌委員、間山 春樹委員、高橋 宏資委員、宮内 智之委員、
浪川 秀樹委員、佐野 久子委員、野口 光男委員、齋藤 隆広委員、
石毛 雅人委員

(2) 事務局

越川市長、飯島市民課長、加瀬保険年金室長、高木副主査

4 傍聴者 1名

5 会議次第

(1) 委嘱状交付

(2) 開会

(3) 議事

議題1 会長、副会長の選出について

議題2 令和5年度 銚子市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて

議題3 銚子市国民健康保険の保険料率見直し方針の改正について

議題4 その他

(4) 閉会

6 会議概要

事務局 (高木副主査)	本日はお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。 ただいまから、銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会委員の委嘱状の交付を行います。 委嘱状につきましては、市長が席順ごとにお持ちいたします。 事務局がお名前を読み上げますので、お手数ですがその場でご起立をお願いいたします。
	【各委員に委嘱状を交付】
事務局 (高木副主査)	次に、市長からご挨拶を申し上げます。
越川市長	本日はお忙しいところお集まりをいただきましてありがとうございます。 委員の皆様には、国保の運営のみならず、市政全般にわたりまして

	<p>様々なご協力をいただいております。</p> <p>また、新たに委員をお引き受けいただいた皆様にも感謝を申し上げます。</p> <p>さて、銚子市の国保事業につきましては、少し前になりますけれども、平成 28 年度から令和 3 年度まで実質的な赤字となります、繰上充用が発生しておりました。令和 4 年度にこの繰上充用を解消いたしまして、財政調整基金を積み立てることができましたけれども、令和 5 年度の決算見込み、これから説明をさせていただきますけれども、財政調整基金をほぼ取り崩し、何とか黒字を確保いたしましたけれども、赤字決算になるギリギリの状況でございました。</p> <p>現在は、県への納付金に応じまして、2 年に 1 度、料金改定を行う方針を定めておりますけれども、県への納付金は毎年変動するという状況でございます。</p> <p>今後は赤字決算を確実に避けるということが必要でございますので、毎年度の料金改定を実施したいと考えておりますが、この点についても、本日、ご説明をさせていただきながら、委員の皆様の忌憚のないご意見を伺えればというふうに思っております。</p> <p>委員の皆様の引き続きのご協力をお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。</p> <p>今後ともよろしくお願いいたします。</p>
事務局 (高木副主査)	<p>それでは会議に入る前に、本日の会議資料の確認をさせていただきます。事前にお配りしました資料として、会議次第、第 1 回銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会資料集（資料 1）、銚子市国民健康保険の保険料率見直し方針（令和 6 年度改正版の案）（資料 2-1）、銚子市国民健康保険の保険料率見直し方針（令和 4 年 10 月版）（資料 2-2）、委員名簿の 5 点でございます。</p> <p>資料が不足している方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>また、国保新聞は、国保関係の資料として委員の皆様にも毎月お送りしているものですが、8 月分を本日お配りいたしました。</p> <p>次に、今回、本年度はじめての会議となりますので、事務局職員の紹介をさせていただきます。</p>
加瀬室長	<p>それでは、本日出席しております、事務局職員を紹介いたします。</p> <p>まず、市民課長の飯島です。今、司会の方をしておりまして、保険年金室国保給付班の班長、高木副主査です。私、保険年金室長の加瀬と申します。よろしくお願いいたします。</p>
事務局 (高木副主査)	<p>それでは、令和 6 年度第 1 回銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。本日は委員全員の方にも出席いただいておりますので、出席委員は 13 名です。銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第 6 条第 1 項の規定により、本日の会議は成立しましたことをご報告いたします。</p> <p>また、本日の会議は、これまでと同様に会議録を作成し、市のホームページで公表しますので、ご了承願います。</p>

	<p>今回の協議会は、委嘱状交付後初めての会議でございます。 従いまして、会長が就任するまで、仮議長によって会議を進行することとなります。仮議長は事務局から指名させていただきますがよろしいでしょうか。</p>
委員	【異議なし】
事務局 (高木副主査)	それでは、仮議長は兒玉委員にお願いいたします。
兒玉委員	<p>兒玉でございます。会長が選出されるまでの間、議長を務めさせていただきます。ご協力の程お願いいたします。 ただ今から、銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会を開会いたします。 最初に、会長・副会長の選出を議題といたします。 なお、選出の方法ですが、国民健康保険法施行令第5条第1項及び第2項の規定により公益を代表する委員のうちから全委員が選挙することになっております。従いまして、ここで全委員による選挙を実施することとなるわけでございますが、前例にならい、公益を代表する委員の方々と話し合ってお選出してはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
委員	【異議なし】
兒玉委員	<p>ご異議ないようですので、公益を代表する委員の皆様は別室で協議させていただきます。 この際、暫時休憩いたします。</p>
	(公益代表の4名が別室へ移動し、別室にて協議)
兒玉委員	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。 ただ今、協議していただきましたが、その結果につきまして、保険年金室長から報告をお願いいたします。</p>
加瀬室長	<p>協議が整いましたのでご報告いたします。 前例にならい、公益を代表する委員で協議しました結果、会長には野口光男委員、副会長には浪川秀樹委員で協議が整いましたので、ご報告いたします。以上です。</p>
兒玉委員	<p>ただ今、保険年金室長から報告がありました。 会長には、野口委員、副会長には、浪川委員でありました。 よって、お二人をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
委員	【異議なし】
兒玉委員	<p>ご異議なしと認めます。 よって、会長には、野口委員、副会長には、浪川委員と決定いたしました。以上をもちまして、仮議長の職務を終わらせていただきます。 ご協力ありがとうございました。</p>
事務局 (高木副主査)	<p>兒玉委員、仮議長の職務ありがとうございました。 会長、副会長が決定いたしましたので、野口委員、浪川委員は会長席、副会長席にお進みください。</p>

	(会長、副会長席へ移動)
事務局 (高木副主査)	それでは、会長から一言ごあいさつをお願いいたします。
野口会長	野口でございます。本日は会長ということで、承認いただきましてありがとうございます。 銚子市の国民健康保険事業は大変、厳しい状況にあります。ぜひ皆様に活発な意見を出していただき、持続可能な国保事業を進めたいと思いますので、何卒よろしくをお願いいたします。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。
事務局 (高木副主査)	ありがとうございました。 それでは、銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第3条第5項の規定により、会長が議長として議事を進行していただくこととなりますので、野口会長よろしくをお願いいたします。
野口会長	議事に入る前に、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、宇澤委員 と 宮内委員 をお願いいたします。 また、当協議会の傍聴を希望する方がおりますので、他の協議会の例にならない、傍聴を許可してよろしいでしょうか。
委員	【異議なし】
野口会長	それでは、傍聴人を入室させてください。 (傍聴人入室) 傍聴人に申し上げます。会議の妨害となるような、発言、行為等を行った場合には、退場を命ずることもありますので、あらかじめ申し上げておきます。また、写真、録音等については、ご遠慮願います。なお、携帯電話は、あらかじめ電源を切るなど、会議の妨害とならないようお願いいたします。 それでは、ただ今から議事に入らせていただきます。 議題2「令和5年度 銚子市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」事務局の説明を求めます。
加瀬室長	それでは、議題2「令和5年度銚子市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」説明します。 お手元の資料1の1ページをご覧ください。始めに、歳入の主なものについて、説明します。 1 款 国民健康保険料の決算見込み額は、15億4,536万6千円で、前年度決算額と比較しますと、1億2,662万3千円の減少です。 これは、本市の人口減少や高齢化に伴う後期高齢者医療保険制度への移行、被用者保険の適用拡大などにより、国民健康保険加入世帯及び加入者が減少していることが要因と考えられます。国保加入者などの推移については、6ページに記載しております。 また、収納率について、3ページをご覧ください。下の表になりますが、令和5年度決算見込みで現年度分が94.19%、滞納繰越分が24.48%で、前年度と比較しますと、現年度分で1.55ポイント上昇し、滞納繰越分で0.02ポイント下降しました。

滞納者の保険料納付を現年度優先にしているほか、預貯金調査等で資産があり、納付能力のある者の預貯金や生命保険を差し押えるなど、滞納処分を強化したことにより収納率が向上した結果となりました。

1 ページにもどりまして、6 款 県支出金は、50 億 3,324 万円で、主なものは、保険給付費等交付金(普通交付金)で、市が医療機関等に支払う保険給付費等に相当する額が県から交付されたものです。

8 款 繰入金は、7 億 5 万 5 千円で、前年度決算額と比較しますと、1 億 1,146 万 6 千円の増です。主な理由につきましては、貯金に当たる財政調整基金をほぼ全額の約 1 億 3,000 万円を取り崩し繰入れしたものです。歳入合計は、73 億 438 万 6 千円でした。次に、歳出の主なものについて、説明します。2 ページをご覧ください。

2 款 保険給付費の決算見込み額は、49 億 6,556 万 8 千円で、前年度決算額と比較すると、2 億 3,378 万 8 千円減少しました。これは、歳入の国民健康保険料でも説明いたしましたが、国民健康保険加入世帯及び加入者が減少し、それに伴い、医療機関等を受診する者も減少していることが要因と考えられます。

3 款 国民健康保険事業費納付金の決算見込み額は、21 億 4,759 万 8 千円で、前年度決算額と比較すると、9,696 万 1 千円増加しました。これは、千葉県が国保事業の運営に必要な額として市町村ごとに示した額を、県に納付したものです。

6 款 保健事業費の決算見込み額 5,802 万 6 千円は、特定健康診査や人間ドック等検査費用助成等に係る経費で、前年度決算額と比較しますと、1,769 万 6 千円減少しました。これは、国民健康保険事業特別会計予算で特定健康診査と同様に実施していた後期高齢者の健康診査経費を一般会計予算に組み替えたため減少したものです。以上、歳出合計は、72 億 9,780 万 3 千円でした。

令和 5 年度の特別会計の決算見込みは、歳入歳出差引 658 万 3 千円の黒字となり、余剰金は令和 6 年度へ繰り越すこととなります。

3 ページをご覧ください。国民健康保険事業特別会計収支額ですが、先ほど説明しましたとおり、財政調整基金の取り崩しにより、収入支出差引額は、658 万 3 千円の黒字ではありますが、実質単年度収支額は、大幅なマイナスとなりました。

次に 4 ページ・5 ページをご覧ください。令和 6 年度銚子市国民健康保険事業特別会計当初予算額について説明します。始めに、歳入の主なものについて、説明しますので、4 ページをご覧ください。

1 款 国民健康保険料の当初予算額は、16 億 81 万 7 千円で、前年度予算額と比較しますと、6,244 万 4 千円の増加で、保険料収納率の上昇を見込んでいます。

6 款 県支出金は、51 億 4,068 万 4 千円で、主なものは、保険給付費等交付金(普通交付金)で、市が医療機関等に支払う保険給付費等に相当する額が県から交付されるものです。

	<p>8 款 繰入金は、5 億 9,651 万 8 千円で、前年度予算額と比較しますと、1 億 2,853 万 7 千円の減少です。以上、歳入合計は、73 億 5,100 万円で、前年度予算額と比較しますと、1 億 8,995 万 3 千円の減少となっております。次に、歳出の主なものについて、説明します。5 ページをご覧ください。</p> <p>2 款 保険給付費の予算現額は、50 億 6,848 万 7 千円で、前年度予算額と比較すると、1 億 1,454 万 1 千円の減少です。</p> <p>3 款 国民健康保険事業費納付金は、20 億 2,367 万 4 千円です。これは、千葉県が国保事業の運営に必要な額として市町村ごとに示した額を、県に納付するものです。</p> <p>6 款 保健事業費は、6,778 万 6 千円で、特定健康診査や特定保健指導など保健事業にかかる経費です。以上、歳出合計は、歳入と同額の 73 億 5,100 万円です。</p> <p>なお、資料として 6 ページに国保加入世帯・加入者数の推移を、7 ページから 9 ページにわたり、令和 5 年度国民健康保険事業の事務報告書を添付しておりますので、参考にご覧ください。以上で、議題 2 「令和 5 年度銚子市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」の説明を終わります。</p>
野口会長	<p>それでは、今、事務局から説明がありましたけれども、委員の中で誰かご質問、ご意見ございますでしょうか。</p>
柏熊委員	<p>滞納分についてお伺いしたいと思います。前回の会議でも発言させていただきましたが、現年度分の徴収率が上がってはいるものの、滞納分が残っているということは、本来、保険料って 2 年でしたっけ、3 年でしたっけ、なんか縛りがありますけどね。そうすると残っているものが、ずっと残って消えてしまうのか、それとも残っているものに関しては分割とか、いただくものがあれば、保険料とか差押さえとかでいただいていると思うんですが、100%差押さえとかはないですよ。その人たちの対応をどうなさっているかというのを、まず 1 つ質問させていただきたいのと。あと差押さえ換価というんですか。これに関して 100%ではないんですよね。差押さえ 32 件あって 20 件だったり、保険料も 20 件あって 13 件しか戻ってきていない。その戻ってきていないものに関して、あと差押さえに関して、現金にならなかったものとかの対応とかは、どのようにされているのか、もう 1 つちょっと付け加えさせていただくと、この徴収に対して督促状を出すじゃないですか、まず、それで催告書を出すじゃないですか。これに関わる経費、それがどこを見れば分かるのか。</p> <p>昔は未納の方のところに訪問に行って、どうされますかということもあったと思うんですが、それは囑託の中でしていただいているのか、そして囑託だったら経費がかかるじゃないですか。</p> <p>徴収の公務員の方が公務員の時間の中で伺ってやっているのか、それをお答えいただきたいと思います。</p>

野口会長	何個かあったと思うんですけど、要するに差押さえて、どう処理して、経費の面もあるし、関係性も大事だと思う。
飯島課長	まず、滞納繰越分についてなんですけれども、国民健康保険料は2年で時効が来ますので、当然、分納したり分割納付というんですけれども、毎月いくらかという形で納めていただいている人以外は、当然、時効によって消滅する方もいらっしゃるんですね。なので、なるべくそうならないように、納付相談の時に納付ができる範囲でお話をして納付していただくようには進めております。 どうしても、実際に預金調査とか資産の調査をしたところ、収入があるとか、預金があるとかという方には、差押さえということで、滞納処分を行っております。もし、生活状況を確認して、その方の資産がない場合は執行停止、もしくは、生活困窮で納付できない方もいらっしゃると思いますので、停止の処分を実施しております。 ですから、個々の事情によってそれぞれ変わるんですけれども、生活困窮者にはなるべく、差押さえするとかいうことはなく、分納もしくは、できなければ執行停止するというのを、すみ分けて実際に行っておりますので、滞納の方はそれでよろしいでしょうか。
加瀬室長	次が、差押さえと換価のことですけれども、先ほど8ページの事務報告書の件数でお話があったかと思うんですけれども、差押さえ件数に比べて、換価件数が減っているということで、差押さえしたことによって滞納されている方が、差押さえを換価する前に全額納付されるということがございますので、そのため、差押さえと換価の差が生じるというものになります。大体、この差の件数と金額は自主納付という形で納付されています。督促状と催告書の送付の経費ですけれども、今、件数は出ているんですけれども、それに対する、この件数に郵送料80何円を掛けた形なんですけれども、手元に詳細な数字がありませんので、それは後日、お配りしたいと思います。
柏熊委員	文書でも行くけれども、人が行かないと、分納とかできないじゃないですか。分割にするとか。人が動いているということですよ。
加瀬室長	先程、お話しがあった徴収嘱託員なんですけれども、令和2年度に嘱託員の制度を廃止しまして、今は文書で通知して、納付相談に市役所の方に来ていただいたり、電話での対応をとって、それで分納の約束をするという形をとっております。よろしいでしょうか。
柏熊委員	ありがとうございます。
野口会長	電話で呼んでも来ない方って結構いるんですか。
飯島課長	そうですね。ただ、督促出して、催告出して、さらに納付相談も出してしておりますので、こちらから通知をお願いしているんですけれども。
加瀬室長	全然、反応がない方は、やはり結構いらっしゃいます。
宇澤委員	現年分の未納額についてなんですが、現状どのくらい回収が進んでいるのか。現年分は残さないようにという方針と伺っていますが、現年分の未納額もそこそこ出てくるものですよ。それについての現状はどうなんでしょうか。

飯島課長	8 ページの方に収入未済額が記載されていますけれども。
加瀬室長	(5)ですね。
宇澤委員	単純に収入未済だと(6)ですよ。収入未済だと、還付金とか不納欠損を調整した後の金額になっていると思うんですけど。
飯島課長	還付未済はここに表示されていますけれども、収入未済は純粹に徴収率というか、収納ができていない現年分の残りの未済になりますので。
宇澤委員	これは自主納付分なんでしょうか。
加瀬室長	そうですね。 ほぼ、普通徴収分が残っているという形になりますね。
野口会長	現年の分は 94.19%の収納率ということで、8 ページの資料にあるけれども、不納欠損率が 0.1 ポイントという考え方なんですか。
飯島課長	はい、これは不納欠損率ですね。
宇澤委員	現年分の不納欠損率ですか。
飯島課長	ほとんど現年分の不納欠損というのはないんですけども、やはり、生活が苦しくて生活保護の方に年度の途中に移行された方であるとか、そういう方も徴収が難しいということで、現年で欠損を行った方の分です。
野口会長	現年分 94.19%と出ているけれども、令和 6 年度含めて 1 ポイントで大体 1500 万くらいですかね。だから 2 ポイントで 3000 万ですよ。去年は 1.4~1.5%だからかなり上げたと思うんだけど、それは 6 年度についてはどうなんですか。
飯島課長	6 年度も当然、滞納処分も強化しておりますので、収納率さらに 1% 以上上げる方向で 6 年度予算は作っておるんですけども。
野口会長	さっきの 6 年度予算はかなり厳しい状態で組んでいますよね。そうになると、やはり 1 ポイントというのは大きいですよ。やはりそこは努力していただく必要があるというのは思いますね。
齋藤委員	滞納の回収のところで、もちろんその方によって生活状況が変わっていると思うので、どういった取り方をされているのかというのは、中で話をされてやっていると思うんですけども、債務者とかで過払い金請求とかのサポートをしてあげたりとかして、税金回収するみたいな話も聞いたりしているんですけども。他の市町村とかの回収率がいいところの事例とかをまねながら回収とかされているんですか。
飯島課長	やはり県内での研修とかがございますので、同じような担当者が集まって滞納処分の話であるとか、それぞれの手法を研修の中でこちらから知ることができますので、なるべくいいものを取り入れて参考にはしているんですけども、今後も積極的に参考にして収納率を上げていきたいと思っております。 あと、昨年から預金調査の電子化というのを行っておまして、税務課の方でも行っているんですけども、国保でも実際に導入して、ピ

	ピットリンクという名前の預貯金調査の電子化なんですけれども、実際に通常であれば1月とかかかる預貯金調査の回答が、1~2日で回答いただけるということで、それに対する費用もかかっていますけれども、それを活用して件数がたくさん一気に預金調査ができるということで、それをフルに活用しております。
齋藤委員	大変だと思いますけれども、頑張ってくださいと思います。
飯島課長	ありがとうございます。
柏熊委員	滞納者の中で生活困窮者の方がたくさんおられると思うんですけれども、やっぱり回収できないというのは、銚子市は生活困窮者が他市町村と比べて多いうことなんですかね。
飯島課長	生活困窮者を他市町村と比較したことはないんですけれども。
加瀬室長	やはり銚子市の所得金額の世帯別に割りますと、やはり軽減世帯の方が7割か8割ぐらいいるということで、やはりちょっと所得が少ない世帯の割合が多いということです。
飯島課長	ただ国民健康保険の制度自体がですね。やはりこういう制度になりますと、社会保険に入られる方はお勤めの方が多いんですけれども、自営業の方とあと年金受給者であるとか、そういう方たちがやはり制度として国保に入るような状況ですので、それも影響しているかなと思うんですけれどもね。
越川市長	印象としては、高齢の年金が低い方が多いということと、年金の最低水準で暮らしている方が多いという感じはあります。
野口会長	なかなか徴収は難しいと思いますけれども、取れることは取っていただいて、難しいところは市の方で配慮していただくしかないと思いますので。他にありますか。
間山委員	退職被保険者等国民健康保険料というのはずっとゼロなんだけれども、いつからゼロですか。
高木副主査	一応、退職者医療制度は制度的には残っていたんですけれども、もう廃止されたんですけれども、銚子市では対象者がいなかったのずっとゼロになっています。これは令和5年度で終わりなので、来年度からは数字も出てこないという感じになります。
間山委員	ここにも出てこないですね。分かりました。
佐野委員	以前、この会議で柏熊委員から2年で時効になってしまうから、現年度ももちろん大切だけど、滞納分の徴収に力を入れた方がいいんじゃないか、というようなお話があったり、まず、現年度を重視して過年度分もというようなお話でしたけど、同じような結果でということですか。
飯島課長	そうですね。現年分が翌年も滞納になりますので、まず現年を取り切るような形で持っていくということの一つと、合わせて滞納繰越分については、滞納処分とかそういうものを活用してなるべく払っていただくということですね。

柏熊委員	ただ、現年度分の収納率を上げることによって1年前のが残っているじゃないですか。次また現年度分をやったら、これは失効されちゃうわけですね。だから、本当ならば現年度分優先じゃなくて、低くなってもいいから収納率が低くなってもいいから、最初に残っているものを払っていただいた方がいいんじゃないかな、というのが私の発言だったんです。だけど、現年度分の収納率を上げたいというお話だったのでその時は納得しましたけど、失効するとやっぱり支払っている人もいらっしゃるんで、ちょっとその辺を考えていただけたらなというふうに思いますね。
飯島課長	わかりました。ご意見ありがとうございます。
齋藤委員	時効の件のお話があったんですけど、これは督促状を送っておけば時効は延長されるということでいいんですよね。
飯島課長	そうですね。ただ1回目の督促で延びますけども、そこから、当然、納付をしていないと時効は進行してきますので。
高木副主査	督促状って送られるのが1回なので、2回目以降は催告書になるんですよ。
飯島課長	そうですね。催告書は時効が止まらないので、1か月だけ延びるかたちになります。
野口会長	なるべく初めての委員にもわかりやすい説明をお願いします。
飯島課長	わかりました。
野口会長	他に意見等ございませんか。 それでは、以上で「令和5年度 銚子市国民健康保険事業特別会計決算見込みについて」の質疑を終わります。 続きまして議題3「銚子市国民健康保険の保険料率見直し方針の改正について」事務局の説明を求めます。
加瀬室長	それでは、議題3「銚子市国民健康保険の保険料率見直し方針の改正について」説明します。改正案の説明の前に、見直し方針の策定の経緯等について、改めて説明いたします。資料2-2 現行の見直し方針をご覧ください。1ページ目、はじめにで、平成27年度に国保特別会計が赤字に陥り、令和3年度で赤字が解消できたこと、その間、国保事業が広域化により、県が運営主体となったことで、国費の拡充などがあり、累積赤字の解消につながったことを記載しました。また、赤字解消に合わせて、国保料の料率改定を行い、その際、当運営協議会から記載のとおり、答申の附帯意見をいただいたことから、この見直し方針を定めたところです。4ページ目、第3の基本方針では、料率の見直し時期を、2年ごとに見直すとしたほか、滞納整理を強化し、未収金の縮減に取り組むなど3つの方針を定めました。資料2-1 改正案をご覧ください。構成は、現行の方針と同じです。1ページ目の改正部分は、現行方針の2年ごとの料率見直しの規定に基づき、昨年度に運営協議会で料率改定の協議を行い、今年度、料率を改定したということ。この間、令和4年度の料率改定で財政調整基金を積み立てられましたが、想定以上の被保険者数の減少に

	<p>よる保険料の減収などの要因で、先ほど決算見込みで説明しましたとおり、令和 5 年度にほぼ全額を取り崩し、黒字を確保した状況ということ。また、県から示される納付金は、毎年度変動するため、2 年ごとの料率見直しでは、安定的な国保運営に必要な 2 か年分の保険料を賄うための料率の算出は困難であることから、見直し方針を改正するとしています。2 ページ目には、千葉県の第 2 期国民健康保険運営方針の保険料水準の統一について、将来的には完全統一を目指すことなどの記載を加えています。3 ページ目には、納付金の今後の推計と保険料収納率の成果を加え、3、4 ページのグラフには 4 年度と 5 年度の数値を加えています。5 ページ目の基本方針では、1 つ目に、2 年ごとの料率見直しでは、安定的な国保運営に必要な 2 か年分の保険料を賄うための料率の算出は困難であることから、令和 7 年以降、県から示される市町村標準保険料率を基本として、毎年度、保険料率を見直すこと。2 つ目に、引き続き、国保事業の安定的な財政運営に必要な保険料を確保するため、滞納整理の強化により、収納率の向上を目指し、未収金の縮減を図ること。この 2 つの方針に改正し、再び赤字財政に陥らないよう、適切に保険料率を見直していこうとするものです。委員の皆様から、ご意見などをいただき、先になります。来々 2 月開催予定の第 2 回会議で決定したいと思います。以上で議題 3「銚子市国民健康保険の保険料率見直し方針の改正について」の説明を終わります。</p>
野口会長	<p>それでは、今の事務局からの説明を受け、委員の皆様から何かご意見はございますか。ご意見などがある方は、発言をお願いします。</p>
柏熊委員	<p>1 年ごとの見直しってすごくいいと思うんですけども、この 2 年置きの見直しって、1 年間通して、翌年 8 月ぐらいにその料率を考えて年明けの 3 月ぐらいに決定という感じだったじゃないですか。これを 1 年ごとにする場合、4 月から始まってその 4 か月後から 5 か月後に料率を算出するようなことをして、来年度にその料率でやるといふ動きになるということでもいいのでしょうか。ということは、とてもスピードがアップして、事務仕事がとても大変だと思いますけど、大体そういうようなタイムスケジュールということに理解してよろしいですか。</p>
加瀬室長	<p>そうですね。委員の皆さんにはスケジュール的にタイトになるかと思うんですけども、見直し方針の中にも書かせていただいたんですけども、県から示されます、市町村の標準保険料率、これを基本としてその料率に改定していこうと考えています。その県から示されず、標準保険料率の方が 4 月になって、各市町村から色々なデータを集めて、これから県の方で計算して示されるんですけども、その示される時期が、大体、毎年、年末ぐらいに示されるので、それを基に本当に短期間で、皆様にお示しして、協議いただく形にはなってしまうんですけども、実際、標準保険料率というものを基本で、その率に合わせるという形で料率改定をしていければなと考えております。</p>

柏熊委員	もう一つ質問いいですか。県内で、全て統一されると聞いたことがあって、目標年度は何年ぐらいだと言われていましてでしょうか。
飯島課長	令和11年が納付金ベースでの統一ということ千葉県の方から示されていますので、とりあえずは納付金ベースを合わせて、次に標準料率を合わせるという段階にはなるんですけども、令和12年までに国の方では統一するように、というような見解も示されていますので、もうすでに全国で、大阪とか、もうすでに統一されている県もございますので、千葉県もちょっと遅いんですけども、一旦、令和11年に納付金ベースの統一ということになっております。
加瀬室長	今回、皆様にお配りしてないんですけども、県の方で第2期千葉県国民健康保険運営方針というのを県のホームページには出ているんですけども、後ほどこちらの方も皆様にお配りするという形で、その中に標準保険料率の統一、保険料率水準の統一という時期が書かれていますので、それが令和11年度に事業費納付金、これを統一という形で決めるという、そういう時期は切っております。
柏熊委員	5年後くらいに県内は全部統一される。きっと、近い未来には全国的に統一されるのではないかと感じですかね。 例えば、銚子は隣が茨城県じゃないですか。こっちより向こうがすごい安かったら、もっと引越されちゃうとか思いますけどね。
加瀬室長	確かに、前回の会議の時にも柏熊委員からお話があったと思うんですけど。
飯島課長	県単位になりますからね。
野口会長	県単位になって統一されると、今の保険料率がどのように変わっていくか、かなり負担は増になるんですか。統一されることによって、どんな絵が描かれるかということが分からないんですよ、今の話だと。今現在は、前回もそうだったけども、保険料率を少しずつ上げていって、なんとか国民健康保険の特別会計を維持していくようにするよ、という話で少しずつだけでも上げていったわけです。それがこれから、令和11年に完全統一するよという話になると、どのような料率になってきて、市民に負担をかけていくのかというのが今の話だと見えない。だからどれだけ増えていくのか、あるいはどれだけ減っていくのか、どういう風になるのか、というのが分からない。そういう議論をしないで、この保険制度の方針を見直す、これはもちろん県への納付金ももっと増えるであろう、というところからきているわけですよ。激変緩和措置が無い状態なんで、どういう風にくるか分からないけれども。それに応じてどんどん率を上げていって、市民に対して負担も増えていくわけですよ。だから、県がやっていることが、市民にどれだけ、どういう影響を及ぼすかということが話に出てこない。
飯島課長	おっしゃるとおりなんですけれども、実際、千葉県の方にも、県内の市町村からもつきあげているんですけども。県で、どのくらい上がるとかという推計を出していただかないと、市町村が市民から保険

	<p>料を徴収するという責任上、本当に困るんですね。私も昨年から県の会議に出て、そういう話をするんですけども、千葉県の方で、今後の推計を出せないということですので、大元が出せないということで、市の方はあくまでも示された、今ある納付金を県に納めるために徴収するような形になってしまっています。市の方でも将来の推計が銚子市にとったら高いのか、千葉市にとったら安いのかとか、そういうものが全く見えてきていなくて、今の段階では県の方が推計を出せないということですので、市でも明確な答えができなくて申し訳ないです。今、示されている事業費納付金の方で、令和4年から5年で銚子市に請求されている納付金は9,600万円も上がっているんですね。1年で1億近い金額を上下変動してしまうということ、市としても保険料が毎年足りる足りないとやっていたところ、1億というのは金額が大きかったもので、今回は保険料を上げましたけれども、今後のことを考えると、2年間の推計がちょっと難しいという判断で、見直し方針を毎年にさせていただきたいという提案なんですね。ですから、本当におっしゃるとおりなんですけれども、推計が明確にはお答えができない状況です。</p>
野口会長	5年後にはそうなるということですよ。
飯島課長	そうなんですよ。
加瀬室長	<p>実際、被保者数は減っていますので、その分の負担は減るかと思うんですけども、見直し方針の4ページの真ん中の表だと、どうしても1人当たりの医療費、これは上昇傾向にありますので、そういう医療費水準のところだと、上がってしまうのかなというふうに思っていますし、かといって、先ほど予算の説明をさせていただいた資料1の5ページ、令和6年度歳出予算の部分の3款 事業費納付金、これを見ると、5年度から比較すると1億2,000万円、それだけ減っているところで、こういう乱高下があるので、本当にどのように推計したらいいのかというのは、市町村の方ではなかなか難しいというところでありまして。</p>
宇澤委員	<p>県の納付金を算出するための元の資料というのは、県にあるわけですよ。当たり前ですけども。多分、県内の実績から逆算してあなたの市町村はこれくらいですって提示してきていると思うので。基本的な数字というのさえも示していただくことはできないということですか。考え方だったり。</p>
飯島課長	<p>各市町村の2年前の医療費とか、人口とかを加味したものが、2年後に納付金という形で示されて、銚子市の標準料率は県のじゃなくて、銚子市の標準料率はだいたいこのくらいですよ、というのを示されて、その根拠はあるんですけども、それが県内統一されたときに、増えるのか、逆に減るのかが本当に推計できないんです。今回も介護分は下げましたけども、標準料率に合わせて上げるだけじゃなくて、下げるところは下げて、下がる部分もあるので。</p>
宇澤委員	社会保険も毎年毎年、料率は変わってくるので同じなんですよ。

宮内委員	現状、千葉県内で一番保険料が高い市町村、安い市町村。銚子市はどの辺にいるんですか。
飯島課長	令和4年度のものがありましたけど、ちょっと古くて申し訳ないんですけど、54市町のうち銚子市は上から6番目になりますね。一番上は浦安市ですね。一番下は九十九里町ですね。旭市は10位で銚子市が6位になりますね。高い方にはなりますね。
野口会長	他に意見等ございませんか。 それでは以上で、「銚子市国民健康保険の保険料率見直し方針の改正について」の質疑を終わります。続きまして、議題4「その他」について、事務局から何かありますか。
加瀬室長	それでは、議題4「その他」については、1件ございます。資料等はないので、口頭での説明となります。 令和5年6月9日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆるマイナンバー法）等の一部を改正する法律が公布され、令和6年12月2日から現行の紙の被保険者証が廃止されることに伴い、銚子市国民健康保険条例の一部を改正しようとするもので、改正内容は、被保険者証の返還の求めに応じない者に対して、従来規定されていた10万円以下の過料の罰則を削除するものです。 また、急患などとして医療機関を受診した国民健康保険の被保険者に対し、生活保護の開始を職権で決定した後、当該被保険者に預貯金などの資力があることが判明し、生活保護の廃止を行うとともに、当該被保険者に対して治療等に要した医療費の全額を返還請求する事案が生じていることを踏まえ、こうした事案の発生を未然に防止するため、保険料について、必要に応じて徴収猶予を活用できるよう規定を設けるものです。 これらを、銚子市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の議案として、令和6年9月市議会定例会に上程する予定です。 以上で議題4「その他」の説明を終わります。
宇澤委員	2つ改正することがあるというのはなんとなくわかりましたが、ポイントを押さえてもう一度説明してもらえますか。
飯島課長	まず1つ目の方は、紙の保険証がなくなりますので、今までは紙の保険証に対して滞納していた方に保険証を返還していただくような制度があったのですが、そちらの方を、紙の保険証がなくなりますので、罰則規定を廃止するというので、12月2日からマイナ保険証になるので、それは罰則規定はないということになりますので。
宇澤委員	要は使えなくなるから返還しなくても、支障がないということですよ。
飯島課長	そうですね。 もう1つは、例えば急患等で病院に認知症の方とか、急患なのでそのまま病院に搬送され、入院して病床の治療費についてなんですけれども、今までは、まずは生活保護にして、生活保護の適用をしてか

	<p>らいろいろな事務をしていたのですが、結局その後によくその方の財産を調べたところ、生活保護規定ではない、生活保護にはならないという方がいらっしゃった場合に、一旦、生活保護の決定をして、廃止して、という形になると、実際に支払ったお金を、また、ご本人に全部払っていただくようになるという、煩雑な事務がありましたので、銚子市に例はほとんどないのですが、全国にそういう事例があったもので、それであれば、徴収猶予という国民健康保険の制度が6ヶ月という規定がありまして、それを1年に延長することにより、その1年の間にその方をよく調査をして本当に生活保護にしていいかどうか調べてからということにすると、ご本人にも余計な負担をかけなくて済むし、事務の方もゆっくり判定をしてそのまま国保であれば国保のまま治療費を払っていただく、ということが出来ますので、それで徴収猶予期間を6ヶ月から1年に延長するという今回の規定の変更なんですけれども、わかりましたでしょうか。</p>
野口会長	それは普通の方も、徴収猶予は半年から1年になるんですかね。今滞納している方は、徴収猶予を受けているわけでしょう。
越川市長	それは対象にならないです。
野口会長	わかりました。ありがとうございます。
宮内委員	資格証明書というのは発行しないということですか。
飯島課長	12月2日からは資格証明書も発行しませんので。
佐野委員	保険証も発行しないから資格証明書も発行しないということですか。
飯島課長	そうですね。資格証明書も保険証と同時に廃止されますので、ただ、10割負担で病院にかかる方は実際はいらっしゃいますので。
坂尾委員	文章に起こしたものをいただけませんか。
飯島課長	そうですね。要約したものを後日、お送りいたします。
野口会長	なるべくわかりやすくお願いします。
高橋委員	12月からマイナンバーカードが保険証の代わりですよ。それで滞納した方が失効した場合は、マイナンバーカードで10割って出るわけですか。その移行っていうのがとても大事だと思うんですよ。1ヶ月ずれちゃうと1ヶ月分徴収しないわけで、そうすると結構トラブルになりますので、その辺の速やかな異動ってできるものですか。
高木副主査	銚子市の国民健康保険は、毎日、日々の異動データを送っているんですけど、逆にマイナンバーのところには直接データを送っているわけではなくて、国民健康保険の千葉連合会を経由しているので、どうしてもそこに行くまでのタイムラグっていうのはあるんですね。なので、今日、例えば入力して、明日、異動のデータを飛ばします、となると、最短でも3日から4日、反映されるまでにはかかるんじゃないかなと思います。

高橋委員	もしそうした場合、そういう保険証の日にちで猶予っていうのはありますか。利用期間 2 日前までだなんて言わないで、そういう猶予みたいのは発生するんですか。できますか。1 週間猶予があるとか。
飯島課長	例えばその反映するまでのその 4 日間を猶予するっていうような制度はないですね。
高木副主査	そういう制度がないんですね。
高橋委員	じゃあ、1 日向こうがずれたら 1 日は通らないってことですね。お宅は 3 割じゃなくて 10 割ですよって言っても、1 日だけで入っちゃうことはこれからあり得ないですか。
飯島課長	後々、精算するような形にはなってしまうと思うんですね。リアルに反映しませんので。
高橋委員	わかりました。
野口会長	質問がなければ終了いたします。 それでは、これをもちまして、会議に付された議題は、すべて終了いたしました。それでは、本日の協議会を閉会いたします。 議事運営にご協力いただきありがとうございました。
事務局 (高木副主査)	野口会長、議事進行ありがとうございました。 以上をもちまして、令和 6 年度 第 1 回銚子市国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了いたします。また、今年度の運営協議会については、翌年 2 月に第 2 回の開催を予定しております。開催日時が決まりましたら、また、通知をさせていただきます。本日は、お忙しいところ、ありがとうございました。

令和 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員